

令和4年度本庁電話設備更新工事 仕様書

1. 目的

「電話交換機等設備」を更新するとともに、これらの設置及び旧電話交換機等設備の撤去を目的とする。

2. 工事内容

工事内容については、別紙「令和4年度本庁電話設備更新工事特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。また、設置する「電話交換機等設備」については、別紙特記仕様書に適合するものとする。

なお、本調達に係る「電話交換機等設備」については、同等品でも可能とする。

※ただし、仕様書例示以外の製品で入札する場合は、同等品確認書及び製品のメーカー名・品番等について記載した、同等品と確認できる資料（カタログ・仕様書等）を、財政課契約管理係に提出し、承認を得ることとする。

3. 「電話交換機等設備」の設置場所及び設置数

設置場所 佐賀市兵庫町大字西湊 1960-4 佐賀東部水道企業団本庁
設置数は、別紙特記仕様書のとおりとする。

4. 工事期間

契約日から令和5年3月15日までとする。

5. 検査

本工事は、据付け工事完了後、立会検査を実施する。

6. その他

- (1) 配線場所・配線の状態等事前に確認が必要な場合には、質疑期間内に現場確認及び建物図面等資料閲覧を行えるものとする。
- (2) 機器の据付け、配線、設定（内線・外線・電話帳機能設定等のデータ移行を含む）及び旧電話交換機等設備撤去に係る費用は、全て受注者の負担とする。梱包材は受注者側で引取ること。また、既設機器の撤去については、受注者の責任において、産業廃棄物として適切に処理し、受注者はマニフェスト（写し）を提出すること。
- (3) 配線については既設流用とし、著しく劣化をしている場合には担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 既設電話交換機との切替え及び撤去を行うものとする。作業日程と手順、体制について担当職員と協議を行い、担当職員の指示に従い実施するものとする。
 - ①導入機器の据付けと調整は、現用システムとの連動を図り、システム切替え期間も電話業務に支障をきたさないようにするものとする。
 - ②MDF以降の既設交換機に接続している端末は、業務に支障をきたさないように速やかに全て切替えるものとする。
 - ③既設交換機設備の撤去は、切替え後速やかに行うものとする。
- (5) 全ての接続された機器が正常に動作するよう機能試験、調整を行うものとする。
- (6) 本仕様書及び別紙特記仕様書の各項目に不明な点がある場合は、担当職員と打合せを行い、その指示に従うこと。
- (7) 本工事に必要な諸届出及び手続等は、受注者において迅速に処理すること。また、完成図（図面2部をA4判に製本して提出）、取扱い説明書及び試験成績書2部を提出する。その経費は全て受注者の負担とする。
- (8) 故障時の対処として、連絡後1時間以内に設置場所に到着可能な範囲に営業所等を有する保守体制が可能であること。
- (9) 本工事における担当職員は、佐賀東部水道企業団財政課契約管理係職員とする。